

川口市障害福祉サービス等情報公表実施要綱

令和7年6月1日

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する情報公表対象支援等情報（以下、「障害福祉サービス等情報」という。）の公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象サービスの種類)

第2条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等（以下、「対象サービス」という。）は以下のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス(共生型障害福祉サービスを含む。)

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、就労選択支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(障害福祉サービス等情報の内容)

第3条 障害福祉サービス等情報の内容は、障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）の別表第1号及び第2号並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）の別表第2及び別表第3に掲げる項目とする。

2 前項に定める項目のほか、市は必要と判断した事項について、別に定めることができる。

(障害福祉サービス等情報の報告及び公表に関する計画)

第4条 市は、公表等の事務を円滑に行うため、障害福祉サービス等情報の報告に関する計画及び公表に関する計画（以下「公表等計画」という。）を一体の計画として毎年度作成し、公表する。

2 公表等計画の基準日は、4月1日とする。

(障害福祉サービス等の報告)

第5条 対象サービスの事業者は、公表等計画に基づき第3条で規定する情報の報告を行うものとする。

(障害福祉サービス等の公表)

第6条 市は、公表等計画に基づき、対象サービス等の事業者ごとに第3条で規定する情報を公表する。

2 公表の方法は、インターネットによるものとする。

3 市は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等を行うものとする。

(調査の実施)

第7条 市は、公表を行うため必要と認める場合には、障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定による調査を実施することとする。

(苦情等の対応)

第8条 公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する、利用者等からの苦情に対応する窓口を、福祉部障害福祉課に置く。

2 市は、公表制度に関する利用者等からの苦情等について、事業者に対する照会等を行い、対応の経過を記録するものとする。

3 市は、前項の照会等に対し、事業者から適切な説明が得られた場合は、利用者等に対して説明を行うものとする。また、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から訂正の報告を受けた後、速やかに公表する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。